

NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.4 2010年10月25日

NWEC 男女共同参画統計ニュースレター編集委員会
事務局 独立行政法人国立女性教育会館

目次

1. 平成 22 年度 NWEC フォーラムにおける男女共同参画統計ワークショップ
2. 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」と男女共同参画統計
3. ワークライフバランス関連統計整備の検討状況について
4. 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）
⑥宮城県仙台市
5. 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）
⑦鳥取県
6. 第3回世界ジェンダー統計フォーラムと第4回ジェンダー統計機関間・専門家グループ会議：フィリピンで開催
7. 国連新組織 UN Women—4 機関：ユニフェムやインストローを統合—
8. 『世界ジェンダー格差報告書』2010 年版発行
9. 国連統計部 World's Women 2010 を 10 月 20 日（世界統計日）に発行
10. ジェンダー統計セッションの開催—経済統計学会第 54 回大会—
11. 男女共同参画統計関係行事

1 平成 22 年度「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム（NWEC フォーラム）」における男女共同参画統計ワークショップ

1.1 全体報告

2010 年 8 月 27 日（金）～29 日（日）の「平成 22 年度男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム（NWEC フォーラム 2010）—女性のエンパワーメントと男女共同参画づくり—」の 2 日目、28 日（土）の 12:30—14:30 に、会館提供ワークショップ「地域づくりと男女共同参画統計」が研修棟 101 で、開かれた。本ワークショップは、国と地方で男女共同参画関連計画が現在策定中であることに着目し、男女共同参画統計の理解を深め、地方自治体等での男女共同参画を進める上で男女共同参画統計をどのように活用すればよいかを考える目的で、設定された。報告者とタイトルは次のとおりである。

司会・コーディネーター：中野洋恵（国立女性教育会館研究国際室長）

12:30-12:35 開会挨拶とパネリスト紹介

12:35- 12:55 伊藤彰彦（(財)統計情報研究開発センター理事長・元総務庁統計局長）

「統計の生産とジェンダー問題」

12:55- 13:10 杉橋やよい（金沢大学准教授・国立女性教育会館客員研究員）

「第3次男女共同参画基本計画（答申）における男女共同参画統計の位置づけと今後の方向」

13:10- 13:25 中野洋恵（上記参照）・森未知（国立女性教育会館情報課専門職員）

「男女共同参画統計データを集め、提供する—国立女性教育会館では—」

13:25-13:45 田邊知子（三重県男女共同参画センター専門員）

「三重県の男女共同参画統計—地方公共団体における男女共同参画統計集—」

13:45-14:30 フロアとの質疑応答

伊藤報告では、政府統計の歴史、中央や地方の政府統計システム、ジェンダー統計生産の要件、ジェンダー統計の所在源が示された。ジェンダー統計生産の要件としては、性、年齢による区分に加え、ジェンダー項目を調査するべきことが指摘された。杉橋報告は、第3次男女共同参画基本計画において、

男女共同参画統計が単なる「男女別統計」と狭く語られていることと、統計に関する記述が、15分野のうち5つに限定されており、全体的に弱いことを指摘した。中野・森報告では、NWECの男女共同参画統計への取組として、その歴史と「女性と男性に関する統計データベース」の充実や「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」の発行について紹介があった。田邊報告は、2009年から開始したジェンダー統計の調査研究事業のもとで、「統計でみる三重の男女共同参画」（2009年発行）を作成し、その中で、性別データの不足に気付いたり、県民と協力して取り上げる項目を選定したことなどを紹介した（三重県の取組の詳細は、本ニュースレターNo.3を参照）。

質疑応答時に出た意見の一部を紹介しよう。1つには『男女共同参画統計データブック 2009』の暴力について、統計数値を示すだけでなく、その意味や背景等を十分に説明してほしい、という意見があった。女性に対する暴力の場合、加害者であると同時に被害者になることもあり、「真の加害者」を見出すための調査方法等については今後十分に検討する必要がある、という指摘であった。2つ目は、東北大学による、日本の都道府県別男女平等指標のランキングについてである。この指標は、ノルウェーの統計局の計算方法に従っているのだが、①日本において、人口の男女差はどのような意味があるのか、②総合指数化した数値に基づいてランキングすることの意味について、疑問が投げかけられた。

参加者は72名で、男女共同参画行政担当者と関連の団体・グループで活動している方であった。ワークショップの内容の満足度は84%と高かったが、タイトルの「地域づくり」という点で、もっと具体的な内容を期待したという意見が何件もあった。

1.2 報告者から

(財)統計情報研究開発センター理事長 伊藤 彰彦

8月のフォーラムでは、会場にジェンダー問題に取り組んでおられる沢山の方が足を運んでくださりました。私は統計の話を仰せつかりましたが、あれもこれも話そうとして舌足らずになったことを恐れています。

統計は統べて計るという集団の観察・計量の学問・技術で、女性の状況を全般的に把握するために不可欠である一方、ある参加者の真剣なご質問から、DV問題などの切実な問題に日々対処されている方にとっては個々の人や事例が大切なのだと感じました。統計は迂遠と見えるかも知れませんが、政策・戦略を立てるためには、個々の事例を踏まえながらも、全体の状況を知る上で必要です。

私は今プノンペンに3週間の予定で来ています。1991年の和平合意以来20年近くが経ち、カンボジアはようやく発展の軌道に乗り始めましたが、無医村問題など都市農村間の格差は依然として存在し、待ったなしの遠隔医療などに追われているNGOが活動していると今朝のTVで報じていました。しかし、適切な発展軌道に乗るためには、経済活動の実態を把握する経済センサスなど統計調査が必要であり、そのための技術移転を目的として、この10月から4年半の官民合同のJICAプロジェクトが始まり、私は民側の総括責任者となりました。

Development of a country depends on good planning.

Good planning depends on good statistics,

Good statistics depend on good people.

Let's work hard together for the development of Cambodia.

これは私のカンボジア政府統計職員に対する檄文です。

繰り返しになりますが、ジェンダー問題に対する取り組みには、ジェンダー統計に基づき的確な政策を立てて全体の改善を図りつつ、全体像には入りきらない、統計で言えば外れ値に当たる個別事例に懸命に対処していくという二正面作戦が必要なのだろうと思います。

1.3 参加者から

日本女子大学 天野 晴子

伊藤彰彦氏の報告は、統計からジェンダー統計に至る基本的な内容を簡潔に整理して解説していただき、参加者の理解のベースとなるものであった。最後の伊藤氏に関わられたカンボジアでのジェンダー統計生産の説明は、20分という時間制約が恨めしく感じられた。別の機会に続きをうかがいたいと思う。

杉橋氏が提起された第3次男女共同基本計画（答申）における男女共同参画統計の位置づけは、日本のジェンダー統計の進展に直結するタイムリーな最新情報であった。統計生産者と利用者の対話ツールとして、パブリック・コメントを活用するという点でも、今後の動きを含めて情報の共有と意見の交換

を通じ、それを政策に反映していくような働きかけが重要になることを認識させられた。

また、中野氏・森氏の NWEC のジェンダー統計への取り組み報告をうかがいながら、日本でジェンダー統計推進を担う主要拠点が他にない中で、昨今の NWEC 予算の厳しさの矛盾に思いを馳せざるをえなかった。田邊氏の報告は、本ニュースレターの前号で内容の紹介がされていたこともあり、三重のジェンダー統計が作成・公開される過程に参加者の関心が集まっていた。

後半の質疑応答の中では、参加者から日本の都道府県別男女平等指標のランキングについての質問が出された。本ニュースレター No.3 の編集に携わった経緯から会場で発言させていただいたが、No.3 掲載の伊藤陽一氏の記事「主要統計指標の解説（2）UNDP のジェンダー・エンパワメント尺度（GEM）」に、総合指数への疑問など統計専門家としての見解が示されており、ぜひ一読をお薦めしたい。

2 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」と男女共同参画統計

「中間整理」のパブリック・コメントを受けて、7月23日に出された答申では、男女共同参画統計に関して2分野での改善がみられた。1つは、第8分野「高齢者、障害者、外国人」の、障害者に関して、「男女別の統計データの充実等について検討」が加えられた（「答申」p.38）。もう1つは、第12「科学技術・学術分野」の「1科学技術・学術分野における女性の参画の拡大」で、「研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する」（p.57）とし、「女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり」では「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する」（p.58）と、修正・追加があった。

答申へのパブリック・コメントは8月3～31日に募集された。多方面から意見が出されたと予想されるが、今のところ内閣府によるまとめは公表されていない。今後の公表を期待し、改めて取り上げたい。

3 ワークライフバランス関連統計整備の検討状況について

内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官 く が のぶのり 空閑 信憲

はじめに ワークライフバランス（以下「WLB」という。）という言葉は最近よく耳にします。WLBとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことと定義されています¹。

近年の少子高齢化の進展や非正規雇用の増加等に見られる労働市場の多様化に伴い、WLBに関する問題を抱える人が多く見られます。例えば、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができないケースや、仕事に追われ、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むケースが増加しつつあります。さらに、これらの問題が、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少にも影響を与えている可能性も指摘されています。

WLBの状況を把握するための公的統計の整備状況 我が国のWLBの状況を的確に把握し、必要な政策等を実行するためには、関係する統計整備が必要です。既存の公的統計からも、WLBの状況を把握するための配偶関係、結婚、出生、育児、就業状況等に関する実態は、ある程度把握することは可能です²。

しかしながら、既存統計からは、WLBの地域別の実態や、就業歴（就業・離職・再就職）と結婚、出産及び子育てとの関係を明らかにするには限界があることが指摘されており、更なる統計整備が必要となっています。

このため、政府が平成21年3月に策定した「公的統計の整備に関する基本的な計画」（<http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/12a.pdf>）の中には、WLBに関する更なる統計整備の必要性が記述されています。具体的には、男女にとって、結婚や出産・子育てをしやすい環境整備が強く求められていることを背景に、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・的確な関連統計の整備につ

いての検討が必要であることを指摘しています。

WLB 関連統計整備に向けた取組み 本年 9 月末に統計委員会がとりまとめた「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(<http://www5.cao.go.jp/statistics/report/report.html#7>) の中でも、統計整備の重要度が高い事項の 1 つとして WLB 関連統計の整備が取り上げられました。報告書は、WLB に関する包括的かつ多面的知見を得るためには、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について、以下の諸点に関する関係府省横断的な取組みが不可欠である事を指摘しています。

- (1) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること
- (2) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- (3) WLB の状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しい WLB 関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- (4) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識など WLB に関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

WLB に関しては、平成 19 年末、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、現在、官民を挙げて様々な取組が進められています³。

一方で、適切な WLB 関連政策を実施するためには、公的統計を始めとした客観的な証拠に基づいた合理的な政策立案が行われる必要があります。このため、より質の高い統計の適時の提供や調査事項の見直し等が求められるなど、今後とも、公的統計に対する要求水準は質・量ともに高まると見込まれます。

さいごに 統計委員会は、専門的かつ中立・公正な第三者機関として、我が国の公的統計の整備に関する「司令塔」機能の中核としての役割を担っています。

平成 19 年 10 月の発足以来、WLB 関連統計を含めた公的統計の整備に関する審議等を行っています。統計委員会に関する会議で配布した資料や議事録、報告書などにご興味のある方は、次のサイトに是非アクセスしてみてください。<http://www5.cao.go.jp/statistics/index.html>

注 1 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」による定義です

(http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html)。

2 例えば、内閣府「仕事と生活の調和推進室」が、WLB に関する統計リストを作成・公表しています(<http://www8.cao.go.jp/wlb/research/archive/pdf/toukei-list-1.pdf>)。

3 憲章、行動指針に関しては、平成 22 年 6 月末に政労使トップによる新たな合意が結ばれました。

4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑥宮城県仙台市

<データの部屋>

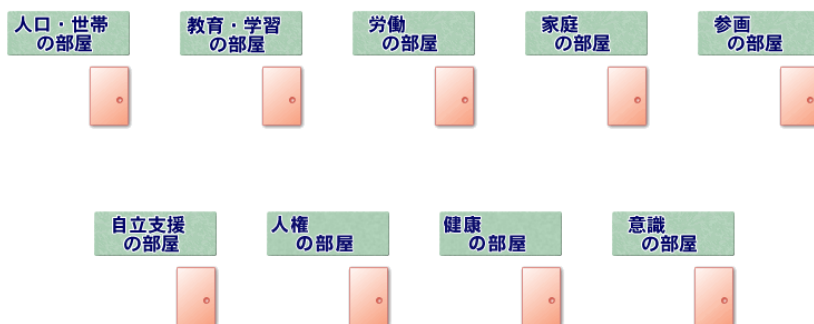
（財）せんだい男女共同参画財団 岩佐 芽生

（財）せんだい男女共同参画財団では、仙台市男女共同参画推進センター“エル・パーク仙台”及び“エル・ソーラ仙台”の 2 館を拠点に、男女共同参画社会の実現に向けた様々な事業を展開しています。その一環として、社会の現状の把握と分析および課題発見と問題解決のために、調査・研究事業を行っています。男女共同参画関連統計に関するデータの集積

データの部屋へようこそ！

データの部屋では、人口・教育・労働など様々な分野のデータについて随時更新し、情報を掲載してまいりますのでご利用ください。

ここにあるデータは、特に断りのないものについては「仙台市」の数値となっています。また、掲載数値のうち構成比については、小数点第 2 位で四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

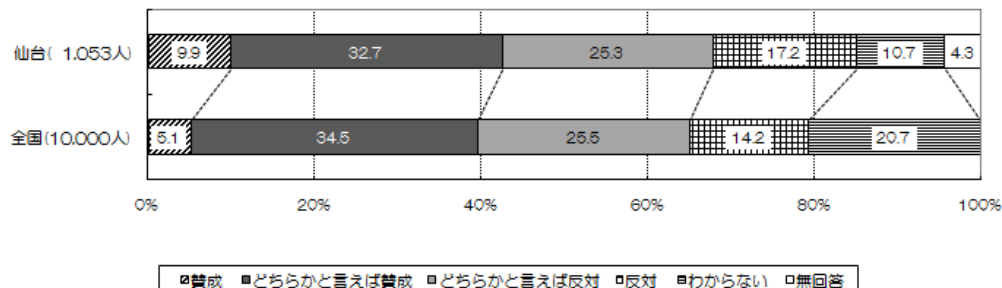


データの部屋 URL : <http://www.sendai-l.jp/chousa/data00.html>

を公開するために、当財団のホームページ内に＜データの部屋＞を作りました。公開総データ数は 192 件です。年によってばらつきはありますが、毎年 100 件前後を更新しています。主に仙台市のデータを収集しており、データによって宮城県や全国との比較、通年比較を行っているものもあります。

男女共同参画関連統計からみる仙台市の女性 統計から、女性の生きづらい現状が明らかになっています。

図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国との比較)

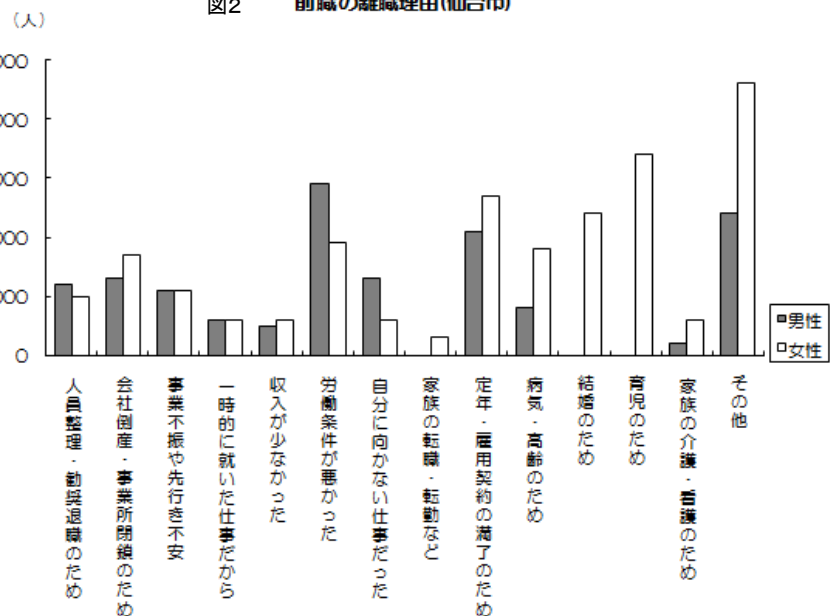


資料：仙台市男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する調査」(平成21年度)
内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年度)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、4 割以上の人が肯定しており、全国より高い割合です (図 1)。また、前職を離職した理由でも、女性は結婚や育児のためという回答が多くなっています (図 2)。仙台市は、政令指定都市の中で 3 番目に保育所待機率が高い都市です。再就職は容易ではありません。結果的に、全国に比べ M 字の底が低い状況です (図 3)。

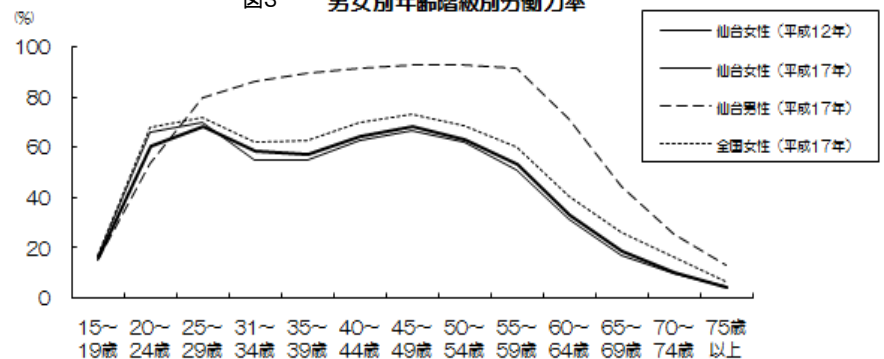
テーマ研究 統計集積の他に年度ごとのテーマ研究もしています。平成 17 年～19 年の 3 年間にわたって、仙台市内の企業や家庭を持つ女性従業員、男性従業員を対象に、ワーク・ライフ・バランスについてのアンケート調査と、市民調査員を公募しインタビュー調査を実施しました。企業調査では、両立支援の取り組みについて、比較的整っている、慣行により配慮しているという回答が多く挙げられました。しかし、従業員調査では制度はあっても実際には利用できない、利用しにくい雰囲気があるなどの声があり、両者間の認識の差が明らかになりました。平成 20 年度は、男女の役割や DV に関する意識と実態、子どもに与える影響等を把握するための市民へのアンケート

図2 前職の離職理由(仙台市)



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

図3 男女別年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

ト調査を仙台市と共催で実施しました。さらに、仙台市内の DV 被害女性支援団体に依頼して暴力を受けた経験を有する女性にインタビューを実施し、暴力を受けた状況やその後の相談経路、被害者に必要な支援等を明らかにしました。《共働きの夫婦でも、家事・育児はやはり女性がした方がよい》という男女の役割に関する意識の高い人は、そうでない人に比べると、DV を行っていることがアンケートからわかりました。平成 21 年度は、20 年度調査を基にした詳細分析を行っています。また、報告書やリーフレットにまとめたものを自治体や男女共同参画センターだけでなく、女性相談センター、警察、裁判所、NPO の相談関係機関等へ幅広く配布し周知しました。結果はホームページにも載せています。

反響 平成 21 年度に、DV 調査の報告を兼ねたシンポジウムを開催しました。その際、市民の方々から多くの感想が寄せられました。(以下、感想の抜粋)

- ・DV がこんなに多いとは驚いた。
- ・とても深い問題だと思った。いろいろな角度から考えることができた。
- ・DV に苦しむ人を全力で守らなければならないと再認識した。

イベントの様子はテレビニュースで繰り返し報道され、複数の新聞にも掲載されました。市民の方々から率直な感想をいただけたことは大きな収穫であり、効果的なイベントになりました。

5 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑦鳥取県

鳥取県男女共同参画マップ

鳥取県企画部男女共同参画推進課 吹野 之彦

鳥取県男女共同参画マップとは 鳥取県では、男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画に係る県及び市町村の状況を取りまとめ情報を提供することにより、行政関係者・関係団体・県民の意識啓発を図ることを目的に、平成 12 年に公布した鳥取県男女共同参画推進条例第 14 条に規定された「情報の収集及び分析」に基づき、各市町村の協力を得て平成 14 年度から毎年鳥取県男女共同参画マップを作成しています。

マップ構成 鳥取県男女共同参画マップは、28 ページ（表 29 点、図 37 点）で構成しています。

① 県・市町村の概況（3 ページ）

推進体制の状況、政策決定過程及び地域の方針決定過程における男女共同参画の状況について、図表を使って記載

- ・推進体制：男女共同参画に関する条例、計画の状況、庁内連絡会議設置状況など
- ・政策決定：地方議会、審議会委員、自治体の管理職の状況など

② 市町村マップ（21 ページ）

政策決定過程及び地域の方針決定過程における男女共同参画の状況について、県内 19 市町村をマップ化し、それぞれの状況を 5～6 段階に色分けして掲載

- ・推進体制：条例、計画、審議会等諮問機関、庁内連絡会議の状況
- ・政策決定：市町村の議会議員、審議会委員、管理職の状況
- ・地域：自治会役員、PTA 役員、子ども会役員など
- ・ワーク・ライフ・バランス：男女共同参画推進企業^(※1)及び家庭教育推進協力企業^(※2)数、ファミリー・サポート・センターの設置状況

③ 基礎資料（4 ページ）

①及び②の関係基礎データを掲載

となっています。

※1 仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに能力が発揮でき、働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を県が認定する制度（平成 16 年 2 月創設）

※2 家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組む企業と県教育委員会が協定を締結し、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進しようとする取り組み（平成 17 年 10 月創設）

作成の流れ まず、内閣府の推進状況調査の時期に合わせ 5 月に各市町村にデータの照会を行います。調査項目は 22 項目で、そのうち 12 項目が推進状況調査によるもの、10 項目が本書を作成するために県単独で調査を行っているものです。その後、1 か月程度の作業期間を経て、推進状況調査公表後の 1 月

頃に発行しています。

利活用の状況 毎年、冊子を1,000部作成し、市町村をはじめ県内の図書館や団体等に配布しています。あわせて、県のホームページ*でもご覧いただけます。

マップの活用例としては、県や市町村の男女共同参画センター等が開催する各種講座等の参加者に配布したり、団体が実施する研修会の資料として利用されるなど、広く活用されています。当課で作成する冊子の中で最も利用されている冊子の一つとなっています。

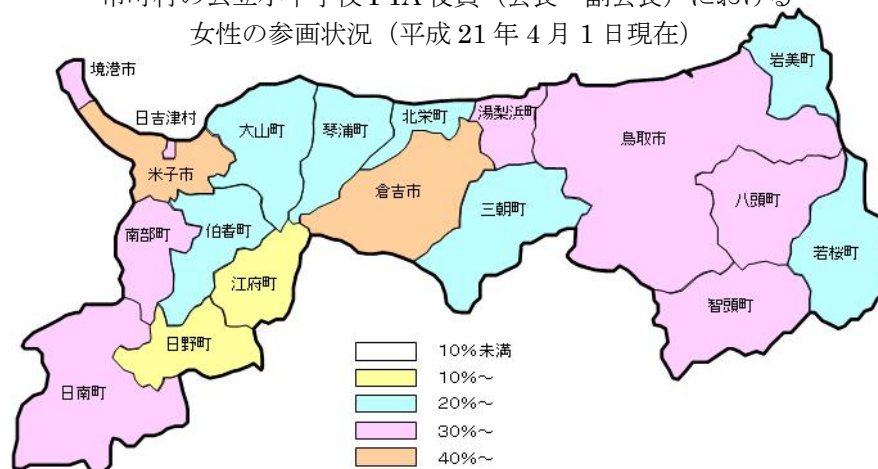
今後の作成方針 現在、当県では第3次鳥取県男女共同参画計画の策定に向け審議会等で議論を進めているところです。男女共同参画を取り巻く状況は、時代とともに変化しています。社会情勢や利用者のニーズに対応し、よりよい内容となるよう資料の見直しを適宜行い、わかりやすい資料の作成を心がけ、このマップがそれぞれの地域での取り組みの一助となるよう努力していきたいと考えています。

* <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32693>

条例の制定状況（平成21年4月1日現在）



市町村の公立小中学校PTA役員（会長・副会長）における女性の参画状況（平成21年4月1日現在）



6 第3回世界ジェンダー統計フォーラム（10月11-13日）と第4回ジェンダー統計機関間・専門家グループ会議（10月14日）：フィリピンで開催

6.1 世界ジェンダー統計フォーラムの概略

金沢大学 杉橋 やよい

第3回世界ジェンダー統計フォーラムが、2010年10月11～13日に、フィリピンのマニラ首都圏にあるマンダレーヨン市のシャングリラ・ホテルで開催された。世銀、UNFPA、UNICEFとフィリピン国家統計局、フィリピン女性委員会（Philippine Commission on Women）の協力を得て、国連統計部とフィリピン国家統計調整局（NSCB: National Statistical Coordination Board）が主催した。参加は招待者に限られ、約100人（参加者名簿には91人の記載）で、多くはアジア太平洋地域（18ヶ国）だが、アフリカ（8ヶ国）、中東地域（1ヶ国）、ラテンアメリカ（2ヶ国）、イタリア、合衆国、そして国連を中心に10の国際機関からであった。日本からは3名—高村静氏（内閣府男女共同参画局）、伊藤陽一氏（法政大学）、杉橋やよい（金沢大学）：後者2名はオブザーバーが参加した。

テーマは、健康関連統計とジェンダーであった。健康統計とジェンダー統計の関係に関するラウンドテーブル（3つの報告）があり、その後、5つのセッション—死亡率、妊産婦死亡率、障がい、ケア、アジア太平洋における取組—では、計28の報告があった。2日目に、プログラムにはなかったUNHCRのGender Parity Index、UNDPのGender Inequality Index—が加えられた（http://unstats.un.org/unsd/demographic/meetings/wshops/Philippines_Globalforum_Oct2010/list_of_docs.htm）。

このフォーラムを筆者なりに暫定的に特徴づけると、①アジアでは初めての開催で、アジア太平洋の諸国が参加報告し、健康関連－妊産婦死亡、障がい、暴力、ケアなどに限定されているが、各国の刺激となっただろう。②アジア太平洋地域やアフリカからの報告が多いこともあって、途上国での関連統計作成－センサスや世帯調査、住民登録を用いた健康に関する調査、妊産婦死亡率の測定方法などの論議が中心であった。その中



左から Ms. Perucci (UNSD), Ms. Castro (NSCB), Mr. Cheung (UNSD)

で、イタリアや日本の報告は、先進国での取組を紹介し、参加者の関心は高かった。アジア地域でのこの会議に日本の男女共同参画局からの参加があったことは、様々な意味で大変有益であったと思われる。③国家統計局を中心に統計専門家の報告がほとんどであるが、中には健康問題について男女別の状況を伝えることにとどまり、ジェンダーの統計分析には至っていない報告もあった。④世界フォーラムの第1回（2007年12月、ローマ）では、先進国や国際機関からのジェンダー統計の現段階を伝える報告があり、現状を包括的に把握する上で有効であった。第2回（2009年1月、アクラ）と今回の第3回をみると、報告の構成全体が、テーマの限定や国別参加者からみて、世界の状況を十分に示すという点からは不足であった。例えば、国連ヨーロッパ経済委員会の「ジェンダー統計」サイトは、非常に多くの国際的情報を刻々伝えている。このようなフォーラムを実施すること自体が、組織や資金その他多くの点からみて、かなりの困難をもつことは予想できる。とはいえ、先進国自体の関心も満ち、先進国の経験を途上国に伝えること、これらを国際的ガイドライン作成等につなぎ、また実践からのフィードバックを有効に生かす上で、このフォーラムが有効に機能する形はどうあるべきなのか、も、ここにきての検討課題のように思われた。

6.2 ジェンダー統計グローバルフォーラムに参加・報告して

内閣府男女共同参画局 高村 静

平成22年10月11日～13日、マニラにおいて第3回ジェンダー統計グローバルフォーラムが開催された。国連統計部と、今回はフィリピン国家統計調整委員会の共催によるもので、アジア地域においては初の開催となった。

3日間を通じてのテーマは、「健康」関連諸統計への男女共同参画視点の導入であったが、最終日の「介護」をテーマとするセッションでは、内閣府男女共同参画局からもプレゼンテーションを行い、議論に参加した。

プレゼンテーションは、平成20年6月に、男女共同参画会議が公表した「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」(*)をベースとして行った。既に高齢人口の総人口に占める比率が2割を超えたわが国だが、今後その比率がさらに高まるとの、国勢調査をもとにした将来推計を示しつつ、家族の変容や介護ニーズの増大などを背景に、平成12年に「介護保険制度」を導入した社会的背景を説明した。あわせて、介護保険制度の円滑な運営のため、詳細なデータを必要とする実務的ニーズについても説明した。

また、国民生活基礎調査、社会生活基本調査、賃金構造基本統計調査、介護給付費実態調査などにより、介護の担い手の多くが女性であること（家庭内介護者、介護労働者とも）、介護労働者の給与額が低い傾向にあることなどを示すとともに、一方で介護の受け手としても女性のほうが男性より多数であることを示した。さらに、監視・影響調査のしくみに従い、それらの分析を踏まえて男女共同参画会議から関係各大臣に対して述べた「今後の取組に向けての意見」（政府として講じるべき施策について）の内容についても説明をした。

アジア地域に共通してみられる高齢化の課題について、他国よりも早いペースで進む日本の男女の現状やそれを踏まえた施策提言の内容などについて、国際機関および各国政府からの参加者に報告できたことは、我が国のこれまでのジェンダー統計、および監視・影響調査の取組の実績を示す良い機会とな

ったものと考えている。

(*) 右記のウェブサイト参照：<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kansieikyo/senmon/houkoku-kourei.html>

6.3 第4回ジェンダー統計機関間・専門家グループ会議の概略

杉橋 やよい

GFGS の次の日、10 月 14 日 (9:00-15:30) に、ジェンダー統計機関間・専門家グループ会議 (IAEG-GS: Interagency and Expert Group Meeting on Gender Statistics) が開催された。参加機関・国は、IAEG-GS のメンバーすべてではなく、ガーナ、インド、イタリア、ヨルダン、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、ESCAP、UNHCR、UNICEF、UNSD、UN-DAW、世銀で、日本からはオブザーバーとして高村、伊藤、杉橋が参加した。現在、IAEG-GS には 3 つの諮問グループ—世界ジェンダー統計・指標データベース、ジェンダー統計訓練活動・カリキュラム、ジェンダー統計の法制化—がある。会議の目的は、①世界ジェンダー統計プログラムと諮問グループの優先課題を決定し、②IAEG や諮問グループの進捗状況を検討し、③今後 1 年間の作業計画を立てることであった。

初めに、国連統計部長 Mr. Paul Cheung から、ジェンダー統計はその重要性にもかかわらず、これまで統計分野の中での優先順位は高くなく、統計におけるジェンダー主流化には多くの課題が残されている。どう前進させ、各国にどうアドバイスをするかなどを大いに話し合おう、という発言があった。次に司会の Ms. Lina Castro (NSCB) と Ms. Francesca Perucci (UNSD) が前回の IAEG-GS 会議の決定と勧告を振り返り、議題を整理した。

諮問グループからの報告では、データベースの取組が遅れ、訓練に関してはマニュアル案はできたものの更なる検討が必要であり、法制化については各国にジェンダー統計の法制について各国へのアンケート案が示された。今後、情報共有のあり方や諮問グループの責任者 (2 年任期) の交代を含め、UNSD を中心に作業を進めることとなった。

今回のフォーラムのテーマとしては、暴力、ケア・エコノミー、生活時間、貧困、弱い立場にいる人々 (vulnerability) の問題、があげられたが、ジェンダー分析の強化、統計能力の強化についても、同時に検討が必要であることが指摘された。開催国はヨルダン、次期は 2012 年 4 月か 5 月頃が、候補となっている。来年発足する UN Women もフォーラムをサポートする予定とのことであった。

今後の課題として、上記の諮問グループの活動以外に、IAEG-GS のメンバーの国・機関を増やす必要が強調されていた。会議の中では、日本の IAEG-GS への参加や世界ジェンダー統計活動への貢献を求める声が強くあった。日本では、社会生活基本調査をはじめ調査は比較的豊富であり、JICA、NWEC などジェンダー統計の研修の実績もある。日本がこの分野で国際貢献する時期に来ていると思われた。

7 国連新組織 UN Women—4 機関：ユニフェムやインストローの統合—

2010 年 7 月 2 日、第 64 会期国連総会で、世界の女性・女児の状況を改善するための新しい単一国連機関、「国連ジェンダー平等と女性のエンパワメント機関 (The United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」(通称「国連女性 (UN Women)」) を設置する決議が全会一致で可決された。UN Women は、国連でジェンダー

平等に関して活動してきた 4 つの機関・部局、国連女性の地位向上部 (DAW)、国際女性調査訓練研修所 (INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI)、国連女性開発基金 (UNIFEM) を統合したものである。INSTRAW は、無償労働を中心にジェンダー統計でも 1990 年代前半まで活躍したが、財政難の影響もあり 2000 年代の活動は必ずしも顕著とはいえなかった。実はいずれの機関とも、資源と権限の点で弱いことから、国際的な女性運動によって、それらの強化に向けて強力な独立機構の創設が求められていたのである。UN Women は 2011 年 1 月に設立・始動し、前チリ大統領のミシェル・バチレ氏がトップになることが決まっている。少なくとも年間 5 億ドル—4 つの機関・部局の予算総額の 2 倍—が充てられる予定。どういった活動や諸機関との関係がどう展開されるかは手探りによるが、国連統計部との有効な連携によって UN Women が国連におけるジェンダー統計活動の改善や活発化に貢献することが期待されている。

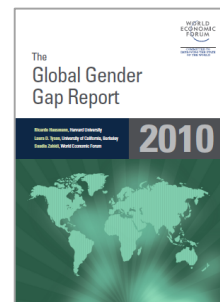


8 『世界ジェンダー格差報告書』2010年版発行される

10月12日に、2010年版の『世界ジェンダー格差報告書（Global Gender Gap Report）』が公表された。報告書は、各国の男女平等の程度を世界ジェンダー格差指数（GGGI: Global Gender Gap Index）を計算して、順位付けしている。この指数は、経済参加と機会、教育達成度、健康と生存力、政治的エンパワメントの4つの分野の男女間の格差を指数化して、さらに総合指数化している（本ニュースレターNo.2で概略を解説した）。トップは、アイスランド、北欧のノルウェー、フィンランド、スウェーデンの順である。日本は、134カ国中94位であった。報告書によれば、日本の遅れは、主に経済と政治の分野での男女間の格差・差別が大きいことによる。

2010 年報告書では、出版 5 周年企画として、第Ⅱ部の国別報告を充実させた。2006 年から 2010 年までの 5 カ年分の、GGGI のランキングおよび点数、分野別点数の変化、4 つの分野で使われる指標の一部の変化を図示している。

報告書によれば、114カ国のうち98カ国で男女間格差がこの5年間で縮小した。日本も98カ国に含まれる。1つ1つの指標の正確性と、それが男女平等を測る上でどのような意味があるのかを含め、丁寧に検討することも必要だろう。



9 国連統計部 *World's Women 2010* を10月20日（世界統計日）に発行

国連出版物のベストセラーの 1 つである、*World's Women: Trends and Statistics* の 2010 年版が、世界統計日の 10 月 20 日に、ニューヨーク、上海、バンコクで同時発売された。人口、家族、健康、教育、仕事、権力と意思決定、女性に対する暴力、環境、貧困などの分野の統計データを用いて、各国や地域の男女共同参画の進捗状況を示し、男女間の格差や差別を浮き彫りにしている。日本語の翻訳版も今後発行されると思われる。

10 ジェンダー統計セッションの開催—経済統計学会第54回大会—

北海学園大学経済学部 水野谷 武志

【編集委員会注：ジェンダー統計に関する日本の唯一の学会組織の動きなので、その事務局メンバーの水野谷氏に寄稿を求めた】

2010年9月16～17日に大分大学で開催された標記の大会で17日午後に、学会の「ジェンダー統計研究部会」提供のセッション「日本の統計改革とジェンダー統計の強化」が開催された。

4名の報告者の第1は、杉橋やよい（金沢大学）「ジェンダー統計に関わる政府指針の検討—統計基本計画と第3次男女共同参画基本計画（案）を中心に」であった。この報告は、2007年に全面改訂された統計法（新統計法）にもとづいて策定され2009年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（「統計基本計画」）と「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」のジェンダー統計関連項目に関して国内外のこれまでの研究・活動動向の到達点をふまえた検討であった。第2報告、福島利夫（専修大学）「リプロダクティブ・ヘルス/ライツと統計」は、国際動向をふまえた上で、国内の主に「男女共同参画基本計画」、新統計法、個別の関連統計を取り上げ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ問題の統計による把握の現状の一部が検討された。第3報告、中野洋恵（国立女性教育会館）「教育統計の現状と課題—ジェンダー統計の視点から」は、国内外において教育・学習の成果と貧困・格差の関連が新たな検討課題となっていることを指摘し、OECDの関連統計を示しながら、主に上記答申と「統計基本計画」の教育関連分野についてジェンダー統計視点から検討を加えた。第4報告、伊藤純（昭和女子大学）「生活の社会化に伴う新家事支出の把握とジェンダー統計整備の課題」は、介護の社会化に伴って発生する「新家計支出」（例えば介護保険料や介護サービス費など）を家計統計から把握する作業を通して、この領域でのジェンダー統計整備の課題が示された。4報告の後に、伊藤陽一（法政大学日本統計研究所）から、使用概念への疑問とさらに具体的な提起を求めたいという指摘が

あり、フロアからも質問やコメントが出された。コメントには内閣府統計委員会関係者から、「統計基本計画」に関わって統計委員会においてジェンダー統計のさらなる整備・充実を議論しており、学界との連携も考えているという発言があった。

11 男女共同参画統計に関する行事など（2010年～）

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
2010年		
2		27-28：北京+15NGO 女性世界会議（ニューヨーク）
3		1-12：北京+15 検討会合：国連女性の地位委員会（CSW）第54会期
4	4.20-5.11 男女共同参画局：第3次男女共同参画計画・中間整理に関する公聴会	28-30: Work Session on Gender Statistics, UNECE, Geneva
5	5～6月 第3次計画答申案取りまとめ予定	
6	第3次計画を総理大臣へ答申	
7		12-30: 女性差別撤廃委員会（CEDAW）第46会期 12-16: Regional Training Course on Genderizing Population and Housing Census, SIAP, Japan
8	27-29 NWEC フォーラム・男女共同参画統計ワークショップ	
9	16-17 経済統計学会全国研究総会ジェンダー統計セッション（大分大学）	20-21: Workshop on Strengthening National Capacities to Collect Violence against Women Statistics in the Asia-Pacific Region, UNESCAP, Bangkok 22-23: Consultative Meeting to Develop a Regional Programme on Gender Statistics in Asia and the Pacific, UNESCAP, Bangkok
10		11-13: 第3回世界ジェンダー統計フォーラム（フィリピン）、14 ジェンダー統計機関間・専門家グループ会議（フィリピン） 20: 世界統計日&『世界の女性2010』発行（NY、上海、バンコク）
11	第3次計画8～11月内閣府でパブコメを受けて整理	
12	第3次男女共同参画計画・閣議決定	

編集後記：ジェンダー統計に関して、国内でも国際的にも、この4ヵ月間様々な動きがありました。国内では、NWEC フォーラムの開催、第3次男女共同参画統計基本計画答申での統計関連記述の若干の改善や、統計委員会でのWLB関連統計整備の検討、地域での男女共同参画統計活動があり、世界では、世界ジェンダー統計フォーラムや専門家会議の開催、『世界の女性』の発行他です。NLNo.4では、統計生産者に関わる統計委員会、男女共同参画局からなど、ジェンダー統計の作成・利用の発展に関わる幅広い方々にご執筆いただきました。大変お忙しい中のご寄稿にお礼申し上げます。このニュースレターが、今後、ジェンダー統計をめぐる中央と地方、生産者と利用者を交えた情報・意見の交換の場としてさらに貢献することを期したいと思います。

「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.4 2010.10.25

事務局 独立行政法人国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地 E-mail infodiv@nwec.jp